

令和 8 年度

第 1 回

三木市社会教育委員会

会議資料

日 時：令和8年 8月 5日（水）

午前10時～11時30分

場 所：市役所 5階 大会議室

— 目 次 —

社会教育とは	1
令和8年度 三木市の社会教育体制について	4
令和8年度 社会教育施策の推進について	6
（１） 生涯学習課	
生涯学習課業務内容	6
公民館の活動	8
（２） 図書館	
図書館業務内容	18
（３） 文化・スポーツ課	
文化・スポーツ課業務内容	20
（４） 教育センター	
教育センター業務内容	25
（５） 人権推進課	
人権推進課業務内容	26
令和8年度 東播磨・北播磨地区、県・近畿・全国	
社会教育委員協議会関係予定	28

1. 社会教育とは

人は生涯にわたる学習により、自己を高め、その学びを社会に生かすことで、より豊かな人生を送ることができるといわれています。

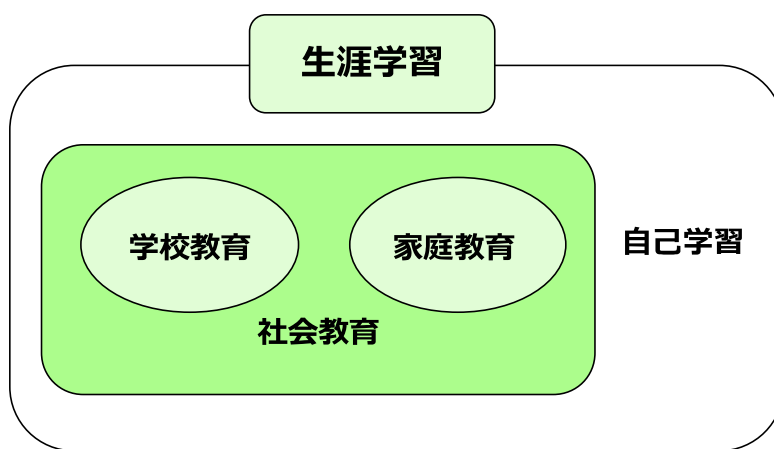
すべての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められます。

教育基本法第3条には、そうした社会の実現を図ろうという生涯学習の理念が示されています。社会教育は、その生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つです。

「社会教育」という言葉は戦前から用いられ、その定義や役割については諸説あります。昭和24年に制定された現行の社会教育法では、第2条に「社会教育」は「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義され、その目的は、「国民一人一人の教育的要求を満足させ、個人の幸福と、社会の発展を図ること」とされています。

わたしたち社会教育関係者はそれに基づいて取組を進めています。

社会教育と生涯学習の関係



教育基本法

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

1. 社会教育の定義

社会教育法における社会教育の定義には、次のような特徴があります。

(1) 社会教育と学校教育の区別

社会教育は「学校の教育過程として行われる教育活動を除き」と規定されていることから、学校教育法に基づく教育過程として行われる教育活動は、学校外で行う活動であっても学校教育です。逆に、教員が講師であったり、会場が学校であっても、地域住民を対象とした公開授業や講座等の教育活動は社会教育です。

(2) 社会教育の対象者

社会教育の対象を「主として青少年及び成人」と規定していますが、青少年及び成人だけに限っているわけではありません。乳幼児期は、家庭や幼児教育施設を中心に教育が行われることが多いことから、乳幼児は主たる対象とされていませんが、乳幼児対象の体験教室などは社会教育に含まれます。

(3) 組織的・意図的な教育活動

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、組織的でない教育活動は社会教育には含みません。組織的な教育活動の程度は、明確には規定されていませんが、社会教育においては、学習者、教育者、教育方法、手段の組織性などが考えられます。

(4) 社会教育の範囲

社会教育には「体育及びレクリエーション活動」も含まれていますが、今日では、スポーツ活動、レクリエーション活動にとどまらず、様々な体験活動や社会貢献活動も社会教育の範囲として広くとらえられています。

これらの中には趣味として行われる活動もありますが、組織的に行われる教育活動は、いずれも社会教育といえます。

(5) 社会教育と家庭教育の関係

社会教育は「組織的な教育活動」とされており、「社会教育」に「家庭教育」は含まれず、それぞれ独立したものとされています。子どものしつけ等の家庭教育に関する講座やセミナーが行われていますが、これは学習内容に「家庭教育を扱っている」ということです。つまり、家庭教育そのものは社会教育に含まれませんが、家庭教育に対する支援は、社会教育に含まれます。

社会教育法

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

2. 社会教育の意義

社会教育には、地域住民一人一人のもつ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」、そういう人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる「地域づくり」、そして、それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」という大切な意義があります。

(1)「人づくり」

複雑化した現代社会においては、個人や地域は様々な課題を抱えています。それらの課題の解決に向けて、地域住民が当事者意識をもち積極的に行動することが、これまで以上に求められています。

そのため、社会教育においては、趣味・教養に関する講座等だけでなく、現代的・社会的課題に応じた学習を充実させる必要があります。

その結果、住民一人一人の資質や能力が高められるなど、社会教育による「人づくり」が期待されています。

(2)「地域づくり」

過疎化・核家族化など社会状況の変化により、地域コミュニティの希薄化が一層深刻になっています。個人や地域の課題解決に向けた学習活動やボランティア活動等を支援することは、地域住民の力を発揮する機会を提供することとなり、その結果として、地域が活性化されます。これが社会教育のもたらす「地域づくり」です。

(3)「絆づくり」

地域住民が個人の力を高めながら、つながりあい、積極的に行動することにより、地域住民の間に「絆」が生まれ、住民同士のつながりがより強まります。東日本大震災により、家族や地域のつながりの重要性が再認識されました。それとともに地域や社会に貢献しようとする人々の思いや、社会の動きも高まっており、社会教育のもたらす「絆づくり」の重要性は増しています。



教育基本法

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

令和８年度 三木市の社会教育体制について

平成２９年度までは、市長部局が公民館事業や「まなびの郷みずほ」、「別所ふるさと交流館」などの生涯学習事務全般を補助執行していましたが、平成３０年度から教育委員会に生涯学習課が新設され、当該業務を所管しています。

令和８年度も、昨年度と同様、社会教育の拠点となる公民館を中心に、地域に根ざした生涯学習と市民活動の活性化を図るとともに、地域間のふれあい交流の促進を進めていきます。

■ 生涯学習課

- 1 生涯学習の推進に関すること
- 2 地域コミュニティ活動の促進に関すること
- 3 地域人権学習の推進に関すること
- 4 社会教育団体の育成支援に関すること
- 5 まなびの郷みずほに関すること
- 6 別所ふるさと交流館に関すること
- 7 二十歳の祝典（成人式）に関すること
- 8 公民館の活動に関すること
- 9 三木ホースランドパークエオの森研修センターに関すること
- 10 中央公民館等施設の複合化に関すること

■ 図書館

- 1 図書館運営、整備に関すること
- 2 図書の収集、整理、保存に関すること
- 3 図書の利用に関すること
- 4 図書に係る調査、相談に関すること
- 5 講座、講演会、その他図書館活動に関すること
- 6 広報に関すること

■ 文化・スポーツ課

I 文化芸術係

- 1 文化芸術の振興、普及、奨励に関すること
- 2 文化芸術団体の育成支援に関すること
- 3 文化芸術顕彰制度の運用に関すること
- 4 東・北播磨地域における文化芸術事業に関すること

- 5 市民文化振興基金事業に関する事
- 6 文化施設の管理・運営に関する事

II スポーツ係

- 1 市民のスポーツ振興に関する事
- 2 社会体育に係る企画・調整に関する事
- 3 スポーツ推進委員に関する事
- 4 社会体育及びレクリエーションの奨励に関する事
- 5 社会体育団体の指導助成に関する事
- 6 公益財団法人三木市スポーツ振興基金に関する事
- 7 スポーツ関係者の顕彰に関する事
- 8 スポーツクラブ21の運営支援に関する事
- 9 社会体育施設の管理運営に関する事

III 文化遺産係

- 1 文化財保護に関する事
- 2 文化財の調査、研究、活用に関する事
- 3 歴史・美術の杜推進事業（国指定史跡の整備計画）に関する事

IV 地域クラブ活動推進担当

- 1 地域クラブ活動の推進に関する事

■ 教育センター

- 1 生涯学習に関する事
- 2 青少年の非行防止と健全育成に関する事

■ 人権推進課

- 1 「三木市人権尊重のまちづくり条例」、「同基本計画」及び「同実施計画」に関する事
- 2 三木市人権・同和教育協議会に関する事
- 3 人権施策に関する事

令和8年度 社会教育施策の推進について

生涯学習課 業務内容

令和8年度 生涯学習課重点施策

- 1 地域の未来を担う人づくりと地域課題の解決に向けた支援
- 2 人権尊重の視点を取り入れた生涯学習の推進と地域づくり
- 3 中央公民館等複合施設整備事業の推進

社会教育関係業務

1 生涯学習の推進に関すること

各公民館において子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに対応した乳幼児教育学級、サマースクール、家庭教育学級、女性セミナー、高齢者教室などの生涯学習講座等を開催し、地域の人づくり、仲間づくりに努める。

特に家庭教育に関しては、学習講座の充実とともに、親子のふれあいや地域の人と子どもとのふれあいの場を提供する。

2 地域コミュニティ活動の促進に関すること

各地域での各種イベントを通じて、地域住民相互のふれあいと連帯意識を高め、地域の活性化と明るい地域づくりをめざす。また、市民協議会、自治会、各種団体と連携し、地域のリーダーとなる人材の育成を図る。

(主な地域イベント)

グラウンドゴルフ大会、バレーボール大会、納涼大会、運動会、文化祭、ハイキング、防災訓練、スキー、音楽祭、俳句まつり等

3 地域人権学習の推進に関すること

各地域での人権学習の推進のため、リーダー研修会を行い、地域住民学習会の開催に向け、学習教材の手配や指導者の派遣調整を行うとともに、あらゆる差別の解消と地域づくりに向けた取組を進める。

4 社会教育団体の育成支援に関すること

市内で活躍されている、連合PTA、ユネスコ協会、託児ボランティア、身体障害者社会学級等の団体について継続して育成支援を行う。

なお、子ども会育成会連絡協議会は、令和7年度末をもって解散した。

5 まなびの郷みずほに関すること

高齢者大学、大学院の運営では、「ライフサイクルに応じた生きがいの創造」、「地域活動の核となる指導者の養成」を目的とし、教養課程をはじめ健康福祉、文化などの専門課程を学びながら、人生100年時代をさらに生きがいを創出し、有意義な生活につながる講座をカリキュラムに組んでいる。

また、施設を地域のコミュニティの場とするために、活用連絡会を核として、各団体間のイベントやキャンプなど青少年の体験活動を通じて交流促進を図る。

6 別所ふるさと交流館に関すること

地域資源を活かして人々の交流を促し、地域の活性化を図る拠点施設としての活用を進める。管理運営を行うさとの会や別所地域と連携し、ふるさと産品の開発やイベントの実施等により、人が集い、憩い、ふれあい、にぎわいを生む事業を展開する。

7 二十歳の祝典（成人式）に関すること

市内の20歳を迎える方を祝い励ますとともに、大人としての自覚を促すため、二十歳の祝典を開催する。

令和8年度対象者：平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

8 公民館の活動に関すること

9 三木ホースランドパークエオの森研修センターに関すること

指定管理者制度により運営、管理を行うとともに、エオの森研修センターの老朽化した施設や設備の修繕等を行う。

10 中央公民館等施設の複合化に関すること

施設の複合化に向け、「三木市公共施設再配置計画」に基づき、点在する4公共施設と1民間施設の機能を集約するとともに、三木地区のみならず広域的なにぎわい及び活動の拠点を創出する。

昨年度は、コンサルタント事業者の支援を受けながら、公募へ向けサウンディング調査を行い、募集要項、要求水準書を作成し、設計、施工及び管理運営を行う事業者を公募する。事業者の選定は、学識経験者を含めた委員数名により審議して決定した。

今年度は、優先交渉権者と設計施工一括方式により契約を締結し、設計や中央公民館等の解体撤去工事を実施する。

公 民 館 の 活 動

1 中央公民館

活動目標

～ 人と人、心と心がふれあうまちづくり ～

- ① 地域住民のニーズに応じた一人ひとりの学びの機会の充実
- ② 人と人との絆を深め、共生の心を育む人権教育・学習の推進
- ③ 地域住民主体のまちづくりの支援

現状と課題

① 地域住民のニーズに応じた一人ひとりの学びの機会の充実

【現状】 身近な課題である防災や空き家対策などに関連した生涯学習講座の実施や、多世代の来館が見込める、フリースペースを活用したロビー展の開催を計画している。

【課題】 参加者の関心が高いテーマに絞った講座を企画するとともに、自主的なサークル活動の運営をサポートする。また、スマホ教室など、デジタル機器の知識習得に関する講座の充実を図る。

② 人と人との絆を深め、共生の心を育む人権教育・学習の推進

【現状】 地推協主催の住民学習研修会が開催され、テーマや方法を工夫されながら全43自治会で実施計画が進んでいる。館外研修はテーマに適した視察先を選定し、11月実施で計画している。

【課題】 人権ミニフェスティバルや視察研修への参加は、地推協役員等に偏った傾向があるため対象者の拡大に努める。住民学習は、引き続き地域の実情に応じた方法やテーマを提示し、幅広い年代の方が参加しやすくなるための工夫を行う。

③ 地域住民主体のまちづくりの支援

【現状】 三木地区ふれあい交流事業推進委員会（三木地区市民協議会）が、事業部会を中心に「七夕まつり」や「お月見会」などの地域交流イベントを開催し、住民相互の親睦を図るとともに、多様な生活文化圏が存在する三木地区における人と人とのつながりや連帯感を深めるまちづくりを推進している。

【課題】 中央公民館等複合施設整備事業に伴い、イベント会場や実施方法、また、活動拠点などについて検討する、臨時会場検討委員会が市民協議会内に組織され、懸案事項への対応が協議されている。これら、抱えている課題への対応に対して引き続きサポートしていく。

2 三木南交流センター

活動目標

～交流と学びの充実、そして人にやさしく元気な三木南地区に～

- ① 「三木南ふれあいプロジェクト」と連携した住みよいまちづくり活動の推進
- ② 学びの充実と世代を越えた交流の推進
- ③ 人にやさしい人権教育・啓発活動の推進
- ④ 生涯スポーツを通じた仲間づくりと健康づくりの推進

現状と課題

① 「三木南ふれあいプロジェクト」と連携した住みよいまちづくり活動の推進

【現状】 「暮らし生活部会」による地域の課題解決に向けた取組を継続する。

(1)認知症予防プログラムの実践 (2)子どもが企画する地域交流活動の実施 (3)第2次支えあい活動計画に基づいた取組の実施 (4)ふれあいイベントの開催 (5)その他の関連事業(文化、スポーツ、子育て、広報、要援護者支援)を拡充し、より住みよい三木南地区を目指す。

【課題】 継続して取り組んできた「認知症予防プログラム」「子どもが企画する地域交流活動(みなみえんにち)」のさらなる充実、発展を図るために、開催方法やプログラムの内容検討を進めていく必要がある。

② 学びの充実と世代を越えた交流の推進

【現状】 心身の発達段階やライフステージに応じた生涯学習講座、テーマを特化した公開セミナーを開催する。その他、乳幼児と小学生の交流活動や小学生のサマースクール、小学生と高齢者のふれあい活動などを計画している。また、サークルや団体に活動の場所と発表の機会を提供するなど、自主活動を支援している。

【課題】 幅広い世代の方が参加できるように講座やセミナーの内容や開催方法を工夫するとともに、機会あるごとに世代を越えた交流の場を設けるように努める必要がある。

③ 人にやさしい人権教育・啓発活動の推進

【現状】 住民学習会は自由参集方式とし、映像教材を視聴するとともに人権資料「ともに学ぶ」を活用するなど、幅広い視点で人権を学ぶ機会を提供する。

【課題】 自身の周辺にある人権課題に自らが気づき、その解決に向けて行動する態度を養成していく必要がある。

④ 生涯スポーツを通じた仲間づくりと健康づくりの推進

【現状】 年齢や年代、性別を越えて生涯にわたってスポーツを楽しもうとする人にその機会と場所を提供し、健康づくりや仲間づくりに寄与している。

【課題】 施設設備の改善と充実、講師等の人材確保が必要であり、そのための予算措置を計画的に行う必要がある。

3 別所町公民館

活動目標 ～ つながり合うことで安心して暮らせる地域づくり ～

- ① 地域の課題やニーズをふまえた生涯学習の推進
- ② 「人権尊重のまちづくり」のための人権教育・啓発の推進
- ③ まちづくり協議会や学校園等各種団体と協働した地域づくりの推進

現状と課題

① 地域の課題やニーズをふまえた生涯学習の推進

【現状】 近年増加している特殊詐欺に関する講座、受講者の興味関心の高い歴史や健康に関する講座、料理教室、人権講座、スマホ教室など、地域の課題やニーズに応じて幅広いテーマで講座を実施している。

【課題】 住民のニーズのさらなる把握や広報の工夫などを行い、学習のすそ野を広げていく必要がある。

② 「人権尊重のまちづくり」のための人権教育・啓発の推進

【現状】 課題である住民学習への参加促進については、昨年度は参加者数及び開催回数が増加した。講師を招聘したり子ども会やサロンの高齢者を対象に人権啓発ビデオの視聴を行ったりするなど方法等の工夫が見られる自治会もある。

【課題】 住民学習会については、内容・方法等を工夫している自治会の取り組みを広げていく必要がある。また、文化や生活習慣の違う外国にルーツを持つ方が増加している自治会もあり、多文化共生の視点の啓発も課題となっている。

③ まちづくり協議会や学校園等各種団体と協働した地域づくりの推進

【現状】 まちづくり協議会や学校園などの関係団体と連携し、「町民納涼大会」、「町民文化祭」、「ふれあい広場」、「町民ソフトボール大会」、「町民ハイキング」「世代間交流シャフルボード大会」等の行事を通じて、地域づくり、にぎわいづくりを支援している。

また、令和6年度に別所まちづくり協議会が作成した「第1次別所地区支えあい活動計画」に基づいた取組を支援している。令和7年度は、町民に交流の場を周知するため「別所地区集い場一覧」を作成し、全戸配布した。

【課題】 「第1次別所地区支えあい活動計画」に基づいた具体的かつ効果的な取組が必要である。また、地域の高齢化が進み、各団体の役員のなり手不足が課題となっており、持続可能な活動や行事の内容・方法等の工夫が必要である。

4 志染町公民館

活動目標

～ ころこ通い合う、人がやさしいまちづくり ～

- ① 関心と意欲の向上につながる生涯学習講座の開催と交流の場の提供
- ② 自分事として主体的に取り組む人権教育・啓発の推進
- ③ 地域の活性化と賑わいづくり、地域課題の解消につながる「志染ふれあい委員会」事業の充実と支援

現状と課題

- ① 関心と意欲の向上につながる生涯学習講座の開催と交流の場の提供

【現状】 講座開催時のアンケートにより、受講者の興味関心をとらえ講座テーマを設定している。ゆうゆうセミナー（かつての女性セミナー・現在は成人男女を対象）での講師招聘研修は、原則いきいき教室（高齢者教室）との合同開催としており、地域の歴史・防犯漫才等開催済み。

【課題】 新たな受講者の確保が課題。乳幼児教育学級（すくすく学級）は受講申し込み親子が1組であったため昨年度に引き続き休講となっている。乳幼児教育学級は公民館単独での開催が難しくなっているため、年間を通して他館との合同開催等、開催・募集方法を検討する必要がある。

- ② 自分事として主体的に取り組む人権教育・啓発の推進

【現状】 社会教育推進委員を中心に、各地区熱心に住民学習会等に取り組んでいる。ここ数年新たな参加者、若年層の参加者の割合が、若干ではあるが増える傾向にある。「毎年、自分の人権感覚のアップデートのために参加をしている。」といった感想もいただいている。

【課題】 参加者からは約9割の肯定的評価をいただいているが、近年のテーマについて、「よくわからない。」「自分の近くにはない。」といった感想もあることから、テーマについての現状や課題等について正しく知るための事前研修を充実させ、参加者が「自分事」として考えられる学習会とする。

- ③ 地域の活性化と賑わいづくり、地域課題の解消につながる「志染ふれあい委員会」事業の充実と支援

【現状】 公民館を事務局に、市民協議会「志染ふれあい委員会」事業として、納涼大会や文化祭をはじめとした各種地域事業に取り組んでおり、毎年多くの来場者を集めている。

【課題】 各事業の所管をしている部会の主体的運営
地域交流事業への子育て世代親子の参加

5 細川町公民館

活動目標

～ 子どもの声が聞こえる みんなが集う公民館 ～

- ① ライフステージ・地域課題・社会情勢に対応した生涯学習の推進
- ② 人権尊重のまちづくりをめざした人権教育・啓発の推進
- ③ 町づくり協議会と連携した公民館利用促進と地域コミュニティ形成事業の充実

現状と課題

- ① ライフステージ・地域課題・社会情勢に対応した生涯学習の推進

【現状】 成人男女を対象に「ゆとり講座」、高齢者を対象に「高齢者教室」、専門教室として小学生対象に「サマースクール」「スプリングスクール」「クリスマススクール」等を開催している。

【課題】 参加者の高齢化・固定化に加えて、全体としては参加者数が減少傾向にある。参加者のニーズにそった講座内容の見直し・工夫が必要である。

- ② 人権尊重のまちづくりをめざした人権教育・啓発の充実

【現状】 令和7年度地推協総会、住民学習指導者・リーダー研修会を従来通りの形で開催することができた。住民学習も各自治会が学習方法・教材を選択して実施する。今年度は、地区の住民が集まりビデオを活用する地区と教材を活用して家庭で行う地区がほぼ同数である。

11月には、住民学習取組報告、小中学生人権作文朗読、人権講演会を内容とした細川町豊かな町づくり推進大会を開催する予定である。

【課題】 住民学習の開催方法・内容等の工夫を図りながら、若い世代や新たな参加者を増やし、より多くの住民が積極的に人権学習に取り組めるよう啓発活動や支援体制を充実させる。

- ③ 町づくり協議会と連携した公民館利用促進と地域コミュニティ形成事業の充実

【現状】 令和7年度の町の行事については、町づくり協議会と連携のもと計画どおり開催できた。今年度も改善や工夫をして、より一層参加者の増加を目指す。

令和4年度に開始された「細川地域学校」は、季節ごとでなくテーマごとに開催し、持続可能な取組に発展するよう模索を始めている。

【課題】 細川地域学校の講座から公民館サークル活動へのスムーズな移行のためのサポートをいかに進めていくかが課題である。また、地域行事や「細川地域学校」の認知度を高め、参加者の増加を図るため、公民館だより・豊かな町づくりニュース等、紙媒体による情報発信に加え、町づくり協議会や「ほそかわ情報局」のホームページ・ライン公式アカウント等を活用した情報発信の積極的な支援をしていきたい。

6 ロ吉川町公民館

活動目標

～ みんなが家族、ともに学び育てる地域の未来 ～

- ① 「ロ吉川ふれあいまちづくり協議会」の自主自立した運営の支援
- ② 人権尊重のまちづくりを推進
- ③ 地域にあった生涯学習事業の推進

現状と課題

① 「ロ吉川ふれあいまちづくり協議会」の自主自立した運営の支援

【現状】 ふれあいまちづくり協議会の各部会と各事業の企画委員会が中心になり、「ロ吉川ふれあい夏まつり」や「町民文化祭」、「町民グラウンドゴルフ大会」を開催し、町民相互の交流と親睦が図られている。また、防災訓練の実施や部会での地域課題の掘り起こしなど、安全・安心な暮らしの確保に努めている。加えて、「ふれあいバス」の運行や、一人暮らし高齢者等を支援する友愛訪問活動や「ふれあいサロン」の開催に継続して取り組んでいる。

【課題】 事務の効率化、役員の負担軽減、円滑な引継ぎ方法についての仕組みづくりが必要。また、「ふれあいバス」の持続的な運営を推進するために、安定した会員確保が必要。

② 人権尊重のまちづくりを推進

【現状】 参集型による住民学習を推奨し、人権意識の向上を図ると共に、地域づくり研究大会では実践発表や記念講演会を行い、人権学習を進める計画である。また、ロ吉川地推協館外研修を計画している。

【課題】 指導者やリーダーの資質向上や、若い世代が活動に参加しやすくなる体制づくり、公民館を利用する団体への啓発活動を強化することが必要。

③ 地域にあった生涯学習事業の推進

【現状】 乳幼児教育学級、女性セミナー及び高齢者生きがいセミナーなどを通じて地域でふれあいや交流が図られている。

【課題】 乳幼児学級や専門教室への参加者数が減少し、女性セミナー、高齢者セミナーは受講者が固定化しつつある。参加者の意見を反映させ、学習内容の見直しや合同開催を行うことにより、より魅力的な講座を提供する必要がある。

7 緑が丘町公民館

活動目標

～ 人と人とのつながりをまちの力に ～

- ① 地域の必要課題の学習の推進
- ② 地域団体の自主自立に向けた活動支援
- ③ 住民ニーズに対応したデジタル事業の推進
- ④ 人権尊重のまちづくりの推進

現状と課題

① 地域の必要課題の学習の推進

【現状】生涯学習講座は、受講者のアンケートで要望の多い課題とともに、地域づくりにつながる必要課題について、企画している。あわせて、地域住民がつながる場を提供することで、地域コミュニティを担う人材の育成と発掘をめざす。

【課題】地域コミュニティを担う人材が固定・高齢化している。
就労層を中心とした若い世代の参画が少ない。

② 地域団体の自主自立に向けた活動支援

【現状】緑が丘町まちづくり協議会では、役員のなり手不足から活動が停滞気味となっている。そこで、協議会の組織や活動内容を見直し、役員の負担軽減を図りながら持続可能な組織への変革を進める。また、自治会以外の各種団体も協議会の運営に参画できるようにする。

【課題】まちづくり協議会の運営が区長協議会に偏り、区長等の負担が大きい。
活動内容が固定化されている。

③ 住民ニーズに対応したデジタル事業の促進

【現状】社会のデジタル化が進展し、デジタルデバイド対策が急務となっている。
そこで、公民館で開催しているスマホ教室において、コミュニケーションアプリ LINE やみっき健康アプリを題材として開催する。また、令和6年度に公民館に整備されたWi-Fiを活用した取組も今後検討する。

【課題】スマホの活用が苦手な高齢者が多い。
Wi-Fiが整備されたが事業に活かされていない。

④ 人権尊重のまちづくりの推進

【現状】まちづくり協議会の住民学習部会活動計画により、人権講演会、視察研修会等の事業を計画している。また、身近にある障がい者施設などを視察することで、人権感覚を身につける。

【課題】住民学習会を開催しない自治会がある。
参加者が固定化されている。

8 自由が丘公民館

活動目標

～誰でも・気軽に・いきいきと 地域とつながる公民館～

- ① 生涯学習機会の充実
- ② 地域コミュニティの活性化
- ③ 自由が丘市民協議会による地域課題解消に向けた運営支援
- ④ 人権尊重のまちづくりの推進

現状と課題

① 生涯学習機会の充実

【現状】 生涯学習講座（女性・高齢者は年 10 回、乳幼児は年 20 回）を実施。

夏休みには小学生を対象にサマースクールのほか、地域住民が学習支援を行う「夏休み自由っ子未来塾」を開催。また Wi-Fi を活用したスマホ講座など、利用者のニーズやライフスタイルにあった講座を開設。

【課題】 現役世代など幅広い年代層の利用増のため、公民館はどんな施設でどんな活動ができるのかといった情報発信に努め活性化を図る。

② 地域コミュニティの活性化

【現状】 納涼盆踊り大会やウォーキングフェスティバルをはじめ、地域行事や文化祭、自主防災訓練等を実施している。

【課題】 地域行事で子ども達がイベントサポーターとして活躍できる場を設けることにより、将来の地域リーダー発掘・育成のきっかけとする。

③ 自由が丘市民協議会による地域課題解消に向けた運営支援

【現状】 「志染駅前活性化部会」「くらし生活部会」「住環境改善・安全対策部会」の 3 部会を設け、地域の課題解決に向け協議・対応している。市とも連携が必要な内容は市政懇談会で意見提言している。

【課題】 地域課題の中には簡単に解決に至らない課題もあるため、継続して取り組む課題はしっかり引き継ぎ、内容を精査し取り組んでいく。

④ 人権尊重のまちづくりの推進

【現状】 地推協を中心に同和問題や新たな人権課題について、住民学習会や老人会、登録団体等で研修会を行っている。また、フィールドワークなどの体験を通した館外人権研修を年 2 回実施している。

【課題】 幅広い年齢層の住民に一人でも多く参加してもらえるよう、住民学習だけでなく公民館関係団体やサークル活動など、できるだけ多くの機会を捉えて人権尊重のまちづくりを推進していく。

9 青山公民館

活動目標

～人の温かさと心配りがあり、人のつながりをつくる公民館づくり～

- ① 誰もが立ち寄ってみたいとなる魅力ある公民館
- ② 自己向上の願いが叶う、学びを大切にする公民館
- ③ 人権尊重のまちづくりの推進する公民館
- ④ まちづくり協議会が取り組む、地域課題解決に向けた活動への支援

現状と課題

① 誰もが立ち寄ってみたいとなる魅力ある公民館

【現状】 子どもから高齢者まで、各種団体の活動をはじめ地域の交流拠点として連日多くの来館者で賑わいをみせている。

【課題】 来館者にやさしい館内環境の充実

Wi-Fi 環境の整備に向けた望ましい利用方法の検討

② 自己向上の願いが叶う、学びを大切にする公民館

【現状】 乳幼児学級は季節行事や親子交流を深め、ハピネスセミナーは男女を問わず関心のある生活や健康に関する内容を、高齢者教室は自ら学び、生き生きと過ごすためのきっかけをつくることをねらいとして計画している。

【課題】 新たな参加者の開拓と登録者の出席率向上

③ 人権尊重のまちづくりの推進する公民館

【現状】 まちづくり協議会の人権部会「青山ふれあいネット」が人権学習の推進役を担い各種セミナーや講座などを開催し、同和問題への研修をはじめ、館外研修、国際理解講座等を実施している。

【課題】 地域住民が求めるテーマの設定

自治会単位の住民学習への参加促進

学校再編による地域間交流の観点からも同和問題にかかる研修の充実

④ まちづくり協議会が取り組む、地域課題解決に向けた活動への支援

【現状】 住みよいまちづくりの実現をはかるために設立された部会（防犯、子育て支援、高齢者支援、広報 他）により、地域課題解決に向けての取組が進められている。

【課題】 自主自立運営に向けた側面サポートの在り方

公民館と連携した各種行事の在り方

10 吉川町公民館

活動目標

～ いきいきと 心ふれあうまち ～

- ① 吉川町まちづくり協議会による地域課題解決に向けた取組への支援
- ② よかわふるさと交流推進協議会の「交流の場づくり」への支援
- ③ 生涯学習機会の充実
- ④ 人権教育の推進

現状と課題

① 吉川町まちづくり協議会による地域課題解決に向けた取組への支援

【現状】 「よかわのことはよかわのみんなで考えよう」をスローガンに住民自らの提案と実践活動により相互の協力のもと、様々な地域課題を解決し、安全・安心で心豊かなまちづくりの推進に取り組んでいる。

昨年度、新たに「道の駅よかわ」が完成し、さらに旧中吉川小学校や旧上吉川幼稚園跡地を活用した民間の交流施設がオープンし、市外からの多くの観光客で賑わっており、観光客を巻き込んだまちの活性化が求められている。

【課題】 「道の駅よかわを中心とした活性化」「農業の活性化」「地域の活性化」「子育て問題」「吉川町の情報発信」などの地域課題を各部会に分かれて、各団体のメンバーが参加し、様々な角度から議論し、地域課題に取り組んでいるが、一部のメンバーに負担が掛かり過ぎている部分もあり、組織内の役割を見直し、実行力のある協議会にする必要がある。

② よかわふるさと交流推進協議会の「交流の場づくり」への支援

【現状】 ふれあい喫茶「どんがりりん」を主要事業とし活動している。また、「コーヒーくらぶ」の拠点を公民館から近隣の「よかとこルーム（吉川支所跡地の多世代交流スペース）」に移すなど、新たな交流の輪を広げている。

【課題】 ふれあい喫茶スタッフの高齢化と後継者確保が課題であり、まちづくり協議会との連携のもと継続して活動できるかが重要な課題となっている。

③ 生涯学習機会の充実

【現状】 子どもから高齢者、女性を対象とした生涯学習の場を提供している。ことぶき学級による高齢者教室やサークルに分かれての学習、さざんかセミナー、キッズゆめ広場など多様な学習に取り組んでいる。

【課題】 少子高齢化の進展とともに、地域住民の方の生涯学習ニーズの把握と学習機会の提供、あわせて世代間の交流、若い世代の参画が課題となっている。

④ 人権教育の推進

【現状】 住民学習については、継続性が重要であるため、地域で実施しやすい形態で開催しており、多くの自治会ではコロナ禍以前のような、対面による研修の形態で実施している。

【課題】 ほとんどの自治会で従来の集会スタイルで住民学習を実施できているが、外部から助言者を招くことはしていないため、できるだけ外部からの指導助言や意見交換の機会も設け、さらに実のある住民学習を推進していく必要がある。

図書館 業務内容

令和8年度図書館重点施策

- 1 乳幼児から高齢者まですべての市民が便利に利用できる図書館の運営
- 2 DX時代に対応した図書館サービスの充実

<主な業務内容>

1 図書館運営、整備に関すること

市民の「知りたい」「読みたい」に確実に応えるため、中央図書館を中心とした市内図書館のネットワークを強化し、県内はもとより全国各関係機関との連携を図り、必要とされる資料を必要な方に合わせた形で提供ができるよう努める。

図書館アプリの普及・啓発を図り、新たな利用者の確保に繋げていく。

また、「市民とともに歩み、成長する図書館」をめざし、イベントの開催や図書館事業について、図書館ボランティアなど市民とともに取り組み、図書館を中心とした「本と人」「人と人」のつながりの場を提供する。

2 図書の収集、整理、保存に関すること

乳幼児から高齢者まで、市民のニーズに応じた資料を中心に、市民の新たな発見を促し、各々の課題解決に役立つ資料を収集する。

図書館が所蔵する郷土・行政資料をデジタル化し、インターネット上で公開する「みきデジタルアーカイブ」を充実させ、利用者の利便性の向上を図る。

また、三木市や兵庫県などの地域を知り、研究する手がかりとするための地域資料を市民に貸出、閲覧できるように、地域の自然や文化、歴史、産業などに関する資料を積極的に収集し整備する。

3 図書の利用に関すること

市内4拠点間での貸出・返却（返却はすべての公民館で可能）・予約・受取ができる本の共通利用をはじめ、県立図書館や近隣の図書館等との相互貸借による資料提供のほか、本の予約やリクエストの普及を図るなど、日々の活動を通して図書館に寄せる期待や信頼を高める。

また、日々の学習や学級文庫等における図書館資料の活用の他に、図書館見学や図書館施設を利用した作品展示などを通して、市内各学校との連携を図り、子どもたちが本に親しむ環境づくりに努める。

4 図書に係る調査、相談に関すること

図書館司書の専門的資質を向上させ、資料に関する調査、相談サービス（レファレンスサービス）を充実させる。市民自らが課題を発見・選択して、その

解決に向けて主体的に取り組んでいくことを支援する。

また、児童生徒が様々な資料から自分に必要な情報を探し出すための支援を行う。

5 講座、講演会、その他図書館活動に関すること

講座や講演会、展示など各種行事の開催を市民と協働して実施する。ブックスタートやおはなし会、ストーリーテリング等を通じ、子どもが幼いころから本や物語に触れる機会を提供し、子どもの読書活動を支援する。

また、対面朗読や手話でみんなのおはなし会、えいごのおはなしかい、宅配サービスなどを関係各課と連携して実施し、すべての市民が図書館サービスを受けられる環境を整える。

6 広報に関すること

三木市立図書館だよりを発行して新着図書情報や図書館事業等をPRする。

また、「広報みき」、ホームページ、ツイッターを活用し、効果的でタイムリーな情報発信を行う。

文化・スポーツ課業務内容

令和8年度文化・スポーツ課重点施策

- 1 三木市文化芸術祭の推進
- 2 ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催準備
- 3 三木城跡整備関連事業の実施
- 4 中学校部活動の地域クラブ活動への展開を推進

I 文化芸術係

1 文化芸術の振興、普及、奨励に関すること

文化芸術活動を行う個人・団体の活動意欲を喚起するとともに、多様な文化芸術に触れ親しむ機会を提供し、市民文化の向上に寄与する各種事業を開催する。また、子どものころから自分の表現と向き合い、自己表現の場を提供するためにハイティーンを対象としたアートティーン公募展を開催する。

2 文化芸術団体の育成支援に関すること

文化連盟等組織団体の活動支援並びに助成を行い、団体の育成を図る。

3 文化芸術顕彰制度の運用に関すること

三木市文化芸術賞表彰規則の施行に伴い、選考委員会を組織し、実効性のある規則の運用を行う。

4 東・北播磨地域における文化芸術事業に関すること

東・北播磨地域で活動する文化芸術団体の相互の交流と発表の機会を提供し、地域文化の発展向上を図る地域事業の開催協力や参加支援を行う。

5 市民文化振興基金事業に関すること

市民文化振興基金を活用し、子どもたちに優れた舞台芸術に触れる機会を隔年で提供し、豊かな感性を育成する。

また、全国大会等に参加する者に対して経費の一部を補助することにより、青少年の文化・芸術活動の振興を図る。

6 文化施設の管理・運営に関すること

(1) 堀光美術館

美術館の事業計画や運営について、美術館協議会に諮りながら、地域の美術文化の拠点施設として、本市ゆかりの芸術家や市内で創作活動を行う芸術団体等の作品展を特別展・企画展として開催し、創作活動の支

援や育成を図るとともに、市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術活動の推進と地域文化の振興を図る。

また、ワークショップなどを開催し、市民が身近に芸術を楽しめる機会づくりに努める。

(2) 文化会館

会館の管理運営については、指定管理者（公益財団法人三木市文化振興財団）が行っており、業務の履行確認と指導監督を適切に行う。

指定管理者と連携して、市民参加型事業の「三木第九演奏会」や「みき演劇セミナー」、「映面上映会」を実施する。

Ⅱ スポーツ係

1 市民のスポーツ振興に関すること

市民の自主的、主体的なスポーツ活動を促進させるため、市民スポーツ教室やみつきいふれあいマラソンなどのライフスタイルとライフステージに応じたプログラムを提供する。

ゴルフ、テニス、馬術、スケートボードパーク等の三木の特色を活かしたスポーツ文化を広く市民にアピールするとともに、市民交流の輪を広げ、市民の健康増進と青少年の健全育成に努める。

2 社会体育に係る企画・調整に関すること

スポーツの普及、振興を図るために、年齢や体力、技術に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる活動プログラムなどの企画や研究に取り組む。関係各課と連携しながら、障がい者スポーツの推進に取り組む。

3 スポーツ推進委員に関すること

スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツ振興のため住民の求めに応じてスポーツの実技指導等を行うため、スポーツ推進委員を 29 名委嘱。地域のスポーツ活動の普及、推進を図り、ニュースポーツの普及に努める。

4 社会体育及びレクリエーションの奨励に関すること

誰でも楽しめるニュースポーツの体験や、レクリエーションスポーツ大会を開催する。

5 社会体育団体の指導助成に関すること

三木市スポーツ協会及び加盟 16 単位協会の活動の活発化と指導・助成に努める。競技スポーツの向上を目指すとともに、体育・スポーツなどの普及・

振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく心豊かな市民生活の向上に寄与する。

6 公益財団法人三木市スポーツ振興基金に関すること

体育・スポーツの振興のため、事業の実施や法人の資産管理を行う。

・指導者育成事業

著名なスポーツ関係者による講演会またはスポーツ体験会を開催する。

・選手強化育成事業

一流選手などを招へいし、直接指導を受ける強化練習会などを開催する。

・選手派遣助成事業

全国大会等に出場する個人・団体への必要経費などを助成する。

7 スポーツ関係者の顕彰に関すること

体育・スポーツで優秀な成績を収めた個人・団体に対し、三木市スポーツ賞表彰規則に基づき、その栄誉を称えるとともに広く市民に普及させることを目的に三木市スポーツ賞を授与する。また、本市における体育・スポーツの振興に貢献され、その功績が顕著な方へ教育功労者表彰（スポーツ部門）を贈呈し顕彰する。

8 スポーツクラブ21の運営支援に関すること

市内 11 クラブにおける財政基盤の確立や人材の確保について助言するとともに、公共施設の利用に係る支援を進める。また、三木市スポーツクラブ21連絡協議会において、各競技やニュースポーツの交流を通じて各スポーツクラブ同士の連携を図る。さらに、スポーツクラブの活動状況や地域独自の取組などを広く公開するとともに、自立したクラブ運営を支援する。

9 社会体育施設の管理運営に関すること

(1) 総合体育館等の利用者調整

スポーツ施設の利用者調整を行い、施設利用の円滑化、効率化を図る。

(2) スポーツ用具の貸出し

レクリエーションスポーツの普及のために用具の貸出しを行う。

（グラウンドゴルフ、ボッチャ、モルック等）

10 ワールドマスターズゲーズム 2027 関西テニス競技に関すること

令和9年5月に関西一円で開催されるアマチュアスポーツの祭典、ワールドマスターズゲーズム 2027 関西（本市ではブルボンビーンズドームで公式テニス競技が開催）」に向け三木市実行委員会を立ち上げプレイベントや開催に向けて準備を行う。

Ⅲ 文化遺産係

1 文化財保護に関すること

郷土の貴重な文化財を保護するため、文化財保護法、県・市文化財保護条例に基づき、指定候補物件の調査鑑定を行い、文化財指定に努めるとともに、指定文化財等の保存管理を行う。

2 文化財の調査、研究、活用に関すること

(1) 埋蔵文化財発掘調査の実施

- ・文化財保護法に基づく、開発行為に伴う確認発掘調査を実施する。
- ・発掘調査等で市内遺跡から出土した遺物について、洗浄や実測図作成などの整理作業を行う。

(2) 文化財の啓発、活用のための展示、講演会等の実施と調査報告書の刊行

- ・発掘調査出土品の常設展示や企画展示を開催し、三木の歴史を紹介する。
- ・学校教育又は社会教育（各種講座、セミナー等）での歴史学習の講師（職員）派遣やメニューづくりの指導助言を行う。
- ・文化財調査等によって得られた成果を取りまとめた上で、報告書を作成、刊行する。

3 歴史・美術杜推進事業（国指定史跡の整備計画）に関すること

(1) 「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」の推進

平成 29 年度に策定した「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」に基づき、計画的に事業を進める。

(2) 国史跡の整備や有効活用の啓発

史跡地の除伐や下枝、下草の刈払など、散策ルートの整備や維持管理に努め、三木合戦が体感できるよう整備する。また、史跡周辺の環境整備を進め、「ウォーキングマップ」を利用した史跡の紹介や歴史ウォーク、市内外の各種団体における史跡見学や講座・講演に係る支援、市内小学校での「ふるさと三木の歴史学習」などを行うことによって、歴史文化遺産を活用した郷土愛の醸成に努める。

(3) 三木城跡の整備

「国指定史跡三木城跡及び付城跡・土塁整備基本計画」に基づき、令和 8 年度～10 年度にかけて三木城本丸跡、二の丸跡の整備を実施する。

(4) みき歴史資料館を「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」のインフォメーション施設とした歴史のまちづくり

みき歴史資料館を市内外の人々が、気軽に訪れることができる「時空

（とき）の拠点」「情報発信の拠点」「まちづくりの拠点」として、堀光美術館や金物資料館、史跡や登録文化財と連携し、歴史のまちづくりに活用する。

IV 地域クラブ活動推進担当

1 地域クラブ活動の推進に関すること

中学校部活動の地域クラブへの展開を、文化芸術係及びスポーツ係と連携して進める。

(1) 地域クラブの立ち上げ及び運営支援

コーディネーターを配置し、クラブの立ち上げ及び施設利用の調整、支援を行う。

(2) みきティブサポートセンターの設立

地域クラブ活動の指導者が、指導に専念できるような環境をつくるため、みきティブサポートセンターを設立し、事務的な負担を軽減する。

- ・出欠確認や月謝集金等が行えるアプリの導入
- ・休日の学校施設を利用するためのスマートロックシステムの整備
- ・Webを利用した指導者研修システムの導入など

教育センター 業務内容

令和8年度 社会教育関係重点施策

1 生涯学習に関すること

(1) 市民講座「ICT活用個別相談会」

スマートフォンの基礎的な操作方法やチラシ作りを内容とした市民講座「ICT活用個別相談会」を実施する。市民ニーズに対応するとともに、「トライやる・ウィーク」期間中に実施することで、中学生が講座運営をサポートし、生徒と受講者との世代間交流の機会を創出する。

(2) 三木市CGデザイン教室

デジタルツールならではの技法を学びながら、小中学生の発想力と表現の幅を広げることを目的に、タブレットを活用したCGデザイン教室を開催する。

2 青少年の非行防止と健全育成に関すること

(1) 青少年補導委員による補導活動

青少年補導委員の活動やPTAパトロールの活動を推進し、巡回パトロール、街頭補導、深夜補導、特別補導、大型量販店のパトロール等を行う。これにより、青少年の非行防止と健全育成に努めるとともに、学校・警察・業者との情報交換会を開催し、連携を図る。

(2) ネット見守り隊事業

インターネット上で、子どもたちに悪影響を及ぼしている問題事案について、特別監視員にインターネット検索を依頼するネット見守り隊事業を行う。

(3) 「人の目の垣根隊」による児童生徒の見守り活動

子どもたちの登下校の安全を守る上で非常に重要な役割を担っていただいている「人の目の垣根隊」会員の活動の充実を図るために、垣根隊会員の募集や学校、地域及び青少年センターとの情報交換会を開催する。

人権推進課 業務内容

令和8年度 社会教育関係重点施策

総合隣保館を中心に人権施策を推進するとともに、公民館を地域における人権推進の拠点とし、三同教及び各地域の地推協との連携を図りながら地域のまちづくりの中で人権問題を解決していく仕組みづくりを進める。

基本目標

- 1 同和問題をはじめ、あらゆる人権課題に対する教育及び啓発に取り組む。
- 2 市民参画型の人権教育及び啓発を進める。
- 3 若年層の人権意識の高揚を図る取組を進める。

社会教育関係業務

- 1 「三木市人権尊重のまちづくり条例」、「同基本計画」及び「同実施計画」に関すること
 - (1) 「三木市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的に令和6年度に策定した「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」「三木市男女共同参画プラン（第4次）」に則り、今年度の「実施計画」を策定し、より一層積極的に全庁をあげて人権行政施策の推進に取り組む。
 - (2) 三木市人権尊重のまちづくり推進審議会を開催し、今年度の「実施計画」及び取組状況について報告し、協議する。
- 2 三木市人権・同和教育協議会に関すること

「人権に係る多様な学習活動」「FMみつきいによる人権啓発放送」「じんけんカレンダーの作成」「研究大会、各種研修等の参加活動支援」「人権ふれあい交流」などの事業を継続実施し、さらに、「三同教サポーター登録制度」など、市民参画型の啓発事業を進める。研究大会においては、令和3年度から分科会構成を新たに組み、発表者がテーマや発表の形態を決めることができる、また、参加者が自由に参加できるスタイルに変えて、実施している。今年度も、前回の研究大会を継承し、さらなる発展をめざす。また、各地域、団体とのつながりを強め、市民一人一人の人権意識の高揚を図る。

3 人権施策に関すること

- (1) 総合隣保館を基点として、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決に向けた施策を総合的に進める。
 - ア 地域福祉事業、相談事業
 - イ セミナー、フォーラム、文化祭記念講演会、視察研修
 - ウ 社会調査研究
 - エ 教養文化講座、子ども教室
- (2) 公民館を地域の核にした地域の特徴や実情にあった人権教育・啓発を進める。
- (3) 住民学習の活性化を図るため、取り組み方を工夫し、多くの市民が人権を学んでいける住民学習に取り組む。
- (4) 人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくりを進めるため人権教育総合推進事業を実施する。
 - ア 教育事業
 - イ 人権リーダー育成事業
 - ウ 人権教育団体活動助成事業
- (5) 様々な場面で市民の主体的な学習を促すため、啓発資料等を作成し、配布する。
 - ア 人権問題啓発資料「ふるさとに生きる vol. 36」
 - イ 小・中学生及びP T A等の人権作文集
 - ウ 研究実践集
 - エ 広報活動事業（隣保館だより）
- (6) 市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重のまちづくり推進強調月間の取組を行う。
 - ア 小・中学生及びP T A等からポスター・標語・作文の募集
 - イ 市内巡回啓発
 - ウ 「ひょうご・ヒューマンフェスティバル 2026 in みき／市民じんけんの集い」の開催
- (7) 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画を推進するため、女性のための各種相談事業を実施するほか、セミナーや情報誌による啓発事業を進める。
- (8) 子どものいじめ防止に関する条例に基づき、子どもいじめ防止センターにおいて、相談窓口の開設のほか、いじめ防止のためセンター便りの発行や弁護士による出前授業、いじめ防止講座等の啓発に取り組む。

令和8年度 東・北播磨地区、県・近畿・全国 社会教育委員協議会関係予定

事 項	日 時	場 所	内 容
東播磨・北播磨地区 第1回幹事会・ 事務担当者会	5月7日(木) 14:00～16:00	兵庫県加古川 総合庁舎	令和7年度事業・決算報告、 令和8年度役員・事業計画案・予 算案、顕彰について
兵庫県社会教育 委員協議会 総会・研修会	6月1日(月) 13:30～16:00	県中央労働セ ンター	表彰、 令和7年度事業・会計決算報告、 令和8年度役員選出・活動目標案・ 事業計画案・予算案承認 講演 『「生涯学習は生涯楽習」～ 楽しくなけりゃ続かない ～』 講師 兵庫県社会教育委員協議会 前会長 兵庫県公民館連合会 顧問 萬浪 佳隆
東播磨・北播磨地区 総会・第1回研修 会	6月5日(金) 13:15～16:00	西脇市 茜が丘複合施 設 Miraie(みら いえ)	総会、顕彰 令和7年度事業・決算報告、 令和8年度役員・事業計画案・予 算案について 講演 「対話から見つける“自分 ごと”の地域づくり」 講師 EQメンタルコーチ 内田 琢也 氏
社教・公連研究部 合同研修会	6月26日(金) 14:00～16:00 9月18日(金) 14:00～16:00 11月6日(金) 14:00～16:00	兵庫県加古川 総合庁舎	研究報告について 研修会「魅力のある公民館のあり 方」 講師 あそびとお話のデリバリー ドコデモ 代表 榎本 英樹 氏
東播磨・北播磨地区 第2回研修会 (社会教育団体合同)	7月11日(土) 13:30～16:00	高砂市文化会 館	東・北播磨地区社会教育振興大会 講演 「個人の経験を地域資源へ と転換する場としての社会 教育施設」 講師 甲南女子大学文学部メディ ア表現学科 准教授 山下 香 氏
東播磨・北播磨地区 第2回幹事会 (東・北公連と合同)	7月23日(木) 14:00～16:00	兵庫県 加古川総合庁 舎	第3回研修会について 近畿大会・全国大会について
全国大会・ 近畿地区社会 教育研究大会 (大阪大会)	10月28日(水) ～10月30日 (金)	大阪府	

兵庫県社会教育 研究大会	11月25日(水) 時間未定	未定	
東播磨・北播磨地区 第3回研修会 (地区別課題研究会)	12月11日(火) 13:30～16:00	西脇市 茜が丘複合施 設 Miraie(み らいえ)	(東播磨・北播磨公民館連絡協議会との合同研修会) 講演 『未定』 講師 あそびとお話のデリバリー ドコデモ 代表 榎本 英樹 氏
東播磨・北播磨地区 第3回幹事会・ 事務担当者会	2月26日(金) 13:30～14:45	兵庫県加古川 総合庁舎	令和8年度事業・決算見込報告 令和9年度事業計画案・予算(案) について
東播磨・北播磨地区 監査会	3月19日(金) 10:00～11:30	兵庫県加古川 総合庁舎	令和8年度会計監査